

高知県プール及び水泳場管理指導要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第11条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の際現に設置されている遊泳用プールの別表第1のIの6の本文及びアの基準については、第4条の規定にかかわらず、当分の間、従前の例による。</p> <p>3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定により提出された届出書その他の書類は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。</p> <p>附 則 この要綱は、平成9年4月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1のIの6のイの基準及び別表第3のIIの8中の循環ろ過装置の出口の濁度の検査にかかる部分の取扱いについては平成15年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の際現に設置されている遊泳用プールの別表第1のIの6の本文及びアの基準については、第4条の規定にかかわらず、当分の間、従前の例による。</p> <p>3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定により提出された届出書その他の書類は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。</p> <p>附 則 この要綱は、平成9年4月11日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1のIの6のイの基準及び別表第3のIIの8中の循環ろ過装置の出口の濁度の検査にかかる部分の取扱いについては平成15年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 略

(別表第2)

【水質基準】

1～3 略

【検査方法】

1 プール 略

2 海水浴場

① ふん便性大腸菌群数については、次のメンブランフィルター法によること。

A メンブランフィルター法 (M-F C法)

(1)器具

1) 略

2)メンブランフィルター

直径47mmの円形、孔径0.45 μ mのもので、滅菌済みのものを使用する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月5日から施行する。

別表第1 略

(別表第2)

【水質基準】

1～3 略

【検査方法】

1 プール 略

2 海水浴場

① ふん便性大腸菌群数については、次のメンブランフィルター法又は疎水性格子付きメンブランフィルター法によること。

A メンブランフィルター法 (M-F C法)

(1)器具

1) 略

2)メンブランフィルター

直径47mmの円形、孔径0.45 μ mのもので、界線入り、滅菌済みのものを使用する。

3) ペトリ皿

ふたと身が密着できて滅菌済みのものを使用すること。

4) 恒温装置 (恒温水槽)

44.5°C±0.2°Cに調節できるもの。

5) 拡大鏡

2倍程度の拡大倍率をもつもの。

備考：恒温装置は4)と同程度の温度調節が可能であれば、恒温水槽でなくてもよい。

(2) 培地等

1) M-F C寒天培地

ア 略

イ 調製

ア)、イ) 略

ウ) 培地の保存は2～10°Cで行うが、調製後96時間以上経過したものは用いないこと。

備考：培地は、乾燥培地又は寒天を含まない市販培地に寒天を加えたものを用いてもよい。

2) 平板調製

M-F C寒天培地を厚さが約5mmになるようにペトリ皿中に分注して寒天を凝固させる。

3)、注4、注5 略

(3) 試験操作

1)、2) 略

(4) 菌数の計算

3) ペトリ皿

ふたと身が密着できて滅菌済みのものを使用すること。

4) 恒温装置 (恒温水槽)

44.5°C±0.2°Cに調節できるもの。

5) 拡大鏡

2倍程度の拡大倍率をもつもの。

備考：恒温装置は4)と同程度の温度調節が可能であれば、恒温水槽でなくてもよい。

(2) 培地等

1) M-F C寒天培地

ア 略

イ 調整

ア)、イ) 略

ウ) 培地の保存は2～10°Cで行うが、調整後96時間以上経過したものは用いないこと。

備考：培地は、乾燥培地又は寒天を含まない市販培地に寒天を加えたものを用いてもよい。

2) 平板調整

M-F C寒天培地を厚さが約5mmになるようにペトリ皿中に分注して寒天を凝固させる。

3)、注4、注5 略

(3) 試験操作

1)、2) 略

(4) 菌数の計算

培養後、拡大鏡を用いてメンブランフィルター上に発生した青色で光沢をもったコロニーを数え（注13）、次式から菌数を算出する。

$$a = \frac{m}{v} \times 100$$

a：試料100mL中のふん便性大腸菌群数

m：フィルター上のコロニー数

v：ろ過に用いた試料の量（mL）

なお、フィルター上のコロニー数は10～30個になるよう希釈調整することが最も望ましい。フィルター上のコロニー数が多すぎると、計数が困難であるばかりでなく、コロニー色調が不明確となりやすい。

注13：コロニーの色調は太陽光と電球光で異なることがあるので一定条件下で観察すること。

培養後、拡大鏡を用いてメンブランフィルター上に発生した青色で光沢をもったコロニーを数え（注13）、次式から菌数を算出する。

$$a = \frac{m}{v} \times 100$$

a：試料100mL中のふん便性大腸菌群数

m：フィルター上のコロニー数

v：ろ過に用いた試料の量（mL）

なお、フィルター上のコロニー数は10～30個になるよう希釈調整することが最も望ましい。フィルター上のコロニー数が多すぎると計数が困難であるばかりでなく、コロニー色調が不明確となりやすい。

注13：コロニーの色調は太陽光と電球光で異なることがあるので一定条件下で観察すること。

B 疎水性格子付きメンブランフィルター法（HGMF法）

（1）器具

1) 疎水性格子付きメンブランフィルター（以下「HGMF」という。）

メンブランフィルターは、孔径0.45μmのもので、微生物の発育に影響のない疎水性物質で格子状に区画された滅菌済みのものを使用する。

2) HGMF用ろ過装置（注1）

ファンネル及びフィルターホルダーは、オートクレーブで滅菌する。ただし、滅菌効果をあらかじめ確認した条件下でUV照射による滅菌を行ってもよい。

注1：試料中の懸濁物質の多い場合は、プレフィルター（孔径5μm）の組み込まれたろ過装置あるいは、これと同等のものを使用する。

3) ペトリ皿

M-F C法と同様

4) 恒温装置 (恒温水槽)

M-F C法と同様

5) 拡大鏡

M-F C法と同様

(2) 培地等

M-F C法と同様

(3) 試験操作

1) ろ過

ア HGMF用フィルターホルダーを吸引びんに取り付けた後、滅菌済ピンセットを用いて (注2) HGMFをフィルターホルダー上に置き (注3)、ファンネルを付けて固定する。

イ 滅菌ペプトン液約 45mL、次いで滅菌ピペットを用いて試料の 5mL をファンネルに注いで吸引ろ過する。(注4)

ウ 約 30mL の滅菌ペプトン液を用いてファンネルの内側を洗浄し吸引ろ過する。(注5)

注2 : ピンセットで強くはさむとフィルターが破れることがある。

注3 : HGMFをフィルターホルダーに付ける際、完全に定位置に置かないと折れることがある。

注4 : 菌数の少ない場合の試料量 5~50mL とし、滅菌ペプトン液と合わせて約 50mL となるようにする。

注5 : ろ過洗浄後のフィルター上に洗浄水が残ると培地上に流れて失敗することがある。

② 略

③ 透明度

(1) 器具：原則として直径 30 cm の白色円板（透明度板、セッキー円板）を用いる。
白色の色調の差は透明度にそれほど影響しないが、円板の反射能は透明度に微妙に影響するので、表面が汚れたときは磨くか塗り直しをする。

(2) 測定：直射日光を避けながら舟の陰などで測定するように心がける。白色板を静かに水中に沈めて見えなくなる深さと、次にこれをゆっくり引き上げていって見え始めた深さとを反復して確かめて平均し、測定結果をメートル (m) で表示する。

錘は、通常 2 kg 程度であるが、流れがあつてロープが斜めになるような場合には、錘を重くする等してロープが垂直になるようにする。

3 略

(別表第 3)

【遊泳用プールにおける安全及び衛生の維持管理】

I 略

2) 培養

M-F C 法と同様

(4) 略

② 略

③ 透明度

(1) 測器：原則として直径 30 cm の白色円板（透明度板、セッキー円板）を使用する。白色の色調の差は透明度にそれほど影響しないが、円板の反射能は透明度に微妙に影響するので、表面が汚れたときは磨くか塗り直しをする。

(2) 測定：晴天で太陽が天頂にあつて水面が穏やかなときに、直射日光を避けながら舟の陰などで測定するように心がける。透明度板を静かに水中に沈めて見えなくなる深さと、次にこれをゆっくり引き上げていって見え始めた深さとを反復して確かめて平均し、メートル (m) で表示する。

重りは、通常 2 kg 程度であるが、流れがあつてロープが斜めになるような場合には、重りを重くしてなるべくロープを立てるようにする。

透明度は、天候、時刻、測定者などにより少しは異なるので、測定の条件を明記しておくことが必要である。

3 略

(別表第 3)

【遊泳用プールにおける安全及び衛生の維持管理】

I 略

<p>II プール設備、付帯設備及びその他の設備の維持管理</p> <p>1～14 略</p> <p>15 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長、<u>最終改正 令和元年12月17日付け薬生衛発1217第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長</u>）等を参考にして、適切に管理すること。</p> <p>その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。</p> <p>レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。<u>検査にあたっては、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」（令和元年9月19日付け薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長）を参考にして実施すること。</u></p> <p>III～IV 略</p> <p>【水泳場における安全及び衛生の維持管理】 略</p> <p>別記様式 略</p>	<p>II プール設備、付帯設備及びその他の設備の維持管理</p> <p>1～14 略</p> <p>15 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして、適切に管理すること。</p> <p>その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。</p> <p>レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。</p> <p>III～IV 略</p> <p>【水泳場における安全及び衛生の維持管理】 略</p> <p>別記様式 略</p>
---	--